

組 園児名

保護者名 ④

インフルエンザに関する登園申出書

インフルエンザのため「出席停止」していましたが、治癒しましたので登園させます。

\*当てはまるところに○またはことばを記入してください。

インフルエンザの型	A型      B型      その他 (      )      不明																										
主な症状	38℃以上の高熱 ・ 頭痛 ・ 鼻水, 鼻づまり ・ 咳 喉の痛み ・ 筋肉痛 ・ 全身のだるさ ・ 関節痛 嘔吐 ・ 下痢、腹痛 その他 (      ) 症状なし																										
受診した医療機関及び受診日 (インフルエンザと診断された日)	【病院名】																										
	【受診日】 令和 年 月 日 (      )																										
処方薬	タミフル ・ リレンザ ・ イナビル ・ ゴフルーザ その他 (      )																										
医師からの指示事項																											
出席停止期間	<p>① 発症した後5日を経過 *発症とは、急な発熱、だるさ、寒気などの症状が出た日です。 日数の数え方は、発熱が始まった日を含まず、翌日から発症1日とを考えます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発症日</td> <td>1日目</td> <td>2日目</td> <td>3日目</td> <td>4日目</td> <td>5日目</td> <td>登園可能日</td> </tr> <tr> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> </tr> </table> <p>② 熱がさがった後3日を経過</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>解熱日</td> <td>1日目</td> <td>2日目</td> <td>3日目</td> <td>登園可能日</td> </tr> <tr> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> <td>/ ( )</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 50px; height: 50px; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登園再開日</td> </tr> <tr> <td>/ ( )</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">↑</div> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">どちらか遅い方が登園再開日となります。</p>	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可能日	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	解熱日	1日目	2日目	3日目	登園可能日	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	登園再開日	/ ( )
発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可能日																					
/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )																					
解熱日	1日目	2日目	3日目	登園可能日																							
/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )	/ ( )																							
登園再開日																											
/ ( )																											

\*学校保健安全法の執行規則で、インフルエンザの出席停止期間は、「発症した5日を経過し、かつ、解熱した後、3日(幼児の場合)を経過するまで」と定められています。